

山形県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金Q&A

No.	問い合わせ内容	回答
1	医療従事者に対する接種も加算対象となるか。 また、初回接種・追加接種どちらも対象となるか。	被接種者の属性によらないため、医療従事者への接種・一般接種どちらも対象となります。また、初回接種・追加接種の区別もありません。
2	集団接種・大規模接種は対象とならないのか。	個別接種のみが対象となり、集団接種・大規模接種は対象となりません。
3	時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せの重複は可能か。	時間外・休日加算と本協力金は異なる制度ですので、それぞれの要件を満たせば、それぞれ対象となります。
4	診療所の責によらない事態により、規定の回数に届かなかった場合（例えば、副反応の発生、ワクチン配送の遅れ、キャンセルなど）は対象となるか。	接種実績により判断されますので、規定の回数に届かない場合は対象となりません。
5	令和4年4月から令和5年3月までに4週間以上行えば要件を満たすことになるか。	4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれにおいて、当該期間内に要件を満たす週が4週間以上ある場合に支援の対象となります。 例えば、4月・5月中に4週を満たしたものの、6月・7月中には4週に満たなかった場合は、前者（4月・5月中）は支援の対象ですが、後者（6月・7月中）は支援の対象になりません。
6	1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか。	日曜日から土曜日で算定することとしています。 ただし、事業開始である4月1日（金）・2日（土）の週においては、4月1日（金）～9日（土）をもって、1週と取り扱っております。 ※4月1日（金）・2日（土）を1週、4月3日（日）～9日（土）を1週、計2週として取り扱いたい場合は個別にご相談ください。
7	4週以上は連続した4週間でなければいけないのか。	連続している必要はありません。
8	深夜 12 時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればいいか。	1日の考え方は、0時から 24 時までで、仮に 24 時を跨いで連続した接種を行った場合は、24 時以前の日付の分として計算してください。
9	「診療所」における接種回数の底上げ、「接種施設数の増加（診療所・病院共通）」「病院」における接種体制の強化は全て「巡回接種」による回数も含めて構わないか。	個別接種であれば巡回接種も対象となります。
10	分院を擁する診療所の接種実績は、分院での接種分も併せて算定してよいか。	分院の名称であっても、別の診療所として開設され集合契約に加入して接種を行うものについては、合算できません。（他方、診療所から別の会場に巡回接種を行った場合については、合算することができます。）
11	提出書類について、押印が必要な書類はあるか。	以下の書類に押印が必要です。 ①実績報告書 ②職域接種に関する実施報告（※該当医療機関のみ提出）

12	交付対象である「病院」と「診療所」の定義は、医療法第1条の5の規定に基づくものとするが、本事業でも同じという認識でよいのか。	左記に加え、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム等も対象となります。なお、提出書類について、「病院」以外は「診療所」の様式をお使いください。
13	「「診療所」における接種回数の底上げ」、「接種施設数の増加（診療所・病院共通）」及び「「病院」における接種体制の強化」は全て消費税の対象外になるか。	本協力金は要件を満たした場合の支援であり、役務の対価ではありませんので、消費税の課税対象とはなりません。
14	診療所において週100回以上行った場合の支援について、要件を満たした場合、その週の1回目接種から対象となるか。（101回目からが対象ではないことの確認）。	お見込みのとおりです。
15	診療所への接種回数に応じた加算について、週100回以上の接種を行った週が4週以上ある場合に達成となり、加算されるが、4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるか。	対象となりません。
16	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか。	新型コロナワクチン接種のために専従の体制を取っている場合に特別な体制となります。新たな雇用者のみでなく、病院内の既存人員の配置換えにより特別な体制を確保した場合も含まれます。また、休診時間や休日の医師に出勤してもらう体制についても、特別な体制として計上可能です。
17	「病院が、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）」とは、病院が個別に接種会場を確保した場合を含むか。また、人員を増やさないが、病院内でシフトを増やすなど実質的な接種人員体制の増加をした場合はどうか。	「特別な接種体制の確保」については、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、病院自体の増員を図っていなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。
18	「病院が特別な接種体制を確保した場合」に医師等1人1時間あたり一定額の支援が受けられますが、「看護師等」の等には、受付等の会場運営に係る事務職員も対象となるか。また、上記を満たす場合、50回以上の接種を行った週に属する日で、50回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となるか。	新型コロナウィルスワクチンの接種業務に従事する方であれば、事務職員も対象となります。ただし、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週がそれぞれの期間中に4週間以上ある場合で、50回以上/日の接種を行った日の業務に限りますので、50回に満たなかった日は対象となりません。
19	「病院における特別な体制」について、医師・看護師等職員が、通常の診療ではなく、もっぱらワクチン接種に従事する（専従する）ものとするが、「職員」には委託業者も含まれるか。また、派遣職員も含まれると解して良いか。 例：受付業務を委託している病院において、ワクチン接種の受付委託先の職員が専従する場合、委託先職員について、従事人数・時間×2,760円を申請できるか。	当該支援における「特別な人員体制の確保」においては、職員の職種は限定しておらず、接種業務に従事した方であれば委託業者及び派遣職員であっても対象に含まれます。 よって、質問中の例の委託先職員について、50回以上/日の接種を行う週が期間内に4週間以上ある場合、従事人数・時間×2,760円を申請することは可能です。
20	「病院が特別な接種体制を確保した場合」について、準備や後始末の時間も含まれると考えてよいのか。	ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行った者の実働時間については対象となります。（休憩時間は対象外です。）
21	「病院」における接種体制の強化として個別接種である巡回接種を行う場合、交付対象となる時間は、会場での受付時間からカウントするのか、それとも巡回接種会場への移動時からカウントするのか。	当該職員の勤務時間で、巡回接種のための病院から巡回先への移動時間については、含めて構いません。

22	個別接種促進のための支援を受けるに当たって必要な取組として、10月以降の取組に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」することを追加した意図はなにか。	新型コロナワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の協力を求める趣旨です。
23	本支援における時間外、夜間及び休日の定義は。	以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。 時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間 夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない） 休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。 なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。） ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。 また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外＋730円、休日＋2,130円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）
24	「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。	ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含まれます。 また、週に100回（150回）以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。 なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。
25	個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。	週100回（150回）以上の接種を行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。 また、50回以上／日の接種を行った場合に10万円交付する支援については、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。
26	週に100回（150回）、1日50回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。	支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

27	病院が50回以上／日の接種を行った場合に10万円交付する支援について、11月末で支援を終了する理由は。	オミクロン株対応2価ワクチンの接種においては、9月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えるところ、年内までにすべての希望者に確実に接種していただくため、本支援については11月までにすることで接種の促進を図ることとしました。
28	病院が特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援についても11月で終了となるのか。	特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12月以降も引き続き実施して参ります。
29	病院が特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。	従前のおりのままです。本支援については、令和4年10月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。